

平成２７年度公益財団法人船橋市福祉サービス公社事業計画書

第 ２ ２ 期

平成２７年４月１日 から 平成２８年３月３１日 まで

事業活動方針

公社は設立以来、船橋市民の福祉の増進に寄与するという理念のもと、在宅福祉の拠点として多様化する福祉ニーズを的確に把握し、効率的な福祉サービスを行政と一体となって展開してきました。

平成２７年度の事業計画についても引き続き、高齢者、障害者、妊産婦や育児を行う家族等を対象とする福祉サービスの提供を、市民の理解と協力を得て行うとともに、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者並びに障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、また、船橋市の公的福祉サービス事業の受託事業者として、様々なライフステージや立場に応じた最適な福祉サービスを、あるいは複数の福祉サービスを組み合わせることで総合的に提供していきます。

また、市民が住み慣れた地域の中で孤立せずに社会との繋がりを維持し、元気で安心して日常生活を送れるよう、専門職員による相談・支援を実施するとともに、本来地域や家庭が持っていた、人の役に立つ喜びを感じながら、地域で支え合う体制づくりのために、協力員やボランティア員を養成します。

さらに、超高齢社会において、一人でも多くの方が継続して自立した日常生活を送れるように、介護予防の講座等に積極的に取り組むとともに、次代の福祉の担い手となる子どもたちに、福祉の大切さと喜びを知ってもらえるよう、児童向けの講座を開催いたします。

事業内容

I 相談・支援サービス事業、人材育成・研修事業、調査研究事業、普及啓発事業

(1) 相談・支援サービス事業

在宅介護の悩みや不安などを抱えている市民等からの相談に対し、介護支援専門員・看護師・介護福祉士・認知症ケア専門士等の有資格者が専門的な視点から相談に応じ、行政・医療福祉関係事業者等と連携をとりながら、介護者等の悩みや不安の軽減を図ります。

(2) 人材育成事業

①シニアピア・傾聴ボランティア員養成事業

高齢者同士が支え合うシニアピア・傾聴ボランティア事業を推進するために傾聴の技能・技法を身に付けた傾聴ボランティア員を養成します。

養成講座は40時間をかけ、認知症、うつ病、孤独などの高齢者を取り巻く諸問題をはじめ、様々な高齢者との関わり方や自身の対話スキルを中心に講義、ロールプレイ（役割演技技法）などの形式にて学びます。

②介護職員初任者研修事業

市内における介護従事者の人材不足を補うために、介護職員初任者研修事業を実施します。カリキュラムでは、外部講師と公社の職員が講師を務めます。これらの経験は職員自身のキャリアアップにも繋がり、相談・支援サービス事業等に対する資質の向上に寄与しています。

③手話通訳者養成事業

聴覚または音声・言語の機能障害を有し、手話によって意思の疎通を確保している聴覚障害者に、手話通訳者を派遣する体制を整備するために、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割、責務等について理解と認識を深め、手話通訳技術等を習得するための手話通訳者養成講座「手話通訳Ⅰ」を開催し、手話通訳者の養成を図ります。

(27・28年度継続事業)

④手話奉仕員養成事業

手話通訳者養成講座を受講するための準備講座として、また、聴覚障害者との手話によるコミュニケーション能力を習得するための手話奉仕員養成講座「前期」を開催します。

(27・28年度継続事業)

⑤要約筆記者養成事業

聴覚または音声・言語の機能障害を有し、文字によって意思の疎通を確保している聴覚障害者に、要約筆記者を派遣する体制を整備するために、身体障害者福祉の概要や要約筆記者の役割、中途失聴者・難聴者の心理などについて理解と認識を深め、要約筆記通訳技術等を習得するために、要約筆記者養成講座「前期」を開催します。

(27・28年度継続事業)

⑥生活・介護支援サポーター養成事業

生きがいづくりとしてボランティアを行う意欲のある60歳以上の方を対象に、講座を開催し「生活・介護支援サポーター」を養成します。

講座ではボランティアの心構え、医学の基礎知識、緊急時の対処方法、コミュニケーション手段（傾聴）、介護の基礎、施設体験など生活・介護支援サポーターとして活動するための基本的知識を学びます。

⑦ホームヘルパーリフレッシュ研修

船橋市訪問介護事業者連絡会との共催で、離職したホームヘルパー、または介護職に従事したことの無い有資格者に対して、不安を取り除き安心して介護の仕事に従事することができるように、ホームヘルパーリフレッシュ研修を実施します。

(3) 研修事業

①福祉サービス協力員（有償ボランティア）研修

市民の方を対象に、介護等に関する講習会、研修会を実施することにより、船橋市からの受託事業や在宅福祉サービスに係わる人材の発掘・育成を行い、広く市民の方を支援する有償ボランティアとして活動していただきます。

②職場体験学習受入

福祉の職場に関心のある生徒や介護職を目指す学生等を受入れて、福祉の仕事を体験していただくことにより、介護の仕事に携わる人材の育成や子どもたちに人の役に立つ喜びを体験していただきます。

③職員研修

採用時研修、接遇研修、介護技術スキルアップ研修、調理実習、事例検討会等を実施し、職員の資質の向上を図ります。

(4) 調査研究事業

①二次予防事業対象者把握事業

船橋市が実施する介護予防の基本チェックリストの未回答者で、健康状態が把握できない高齢者世帯に対し、訪問介護事業に従事している訪問介護員等が個別訪問によりチェックリストを回収するとともに、生活状況や健康状態の把握を行い、介護予防に繋げることで高齢者福祉の増進を図ります。

②介護認定訪問調査事業

介護保険制度の土台となる介護認定訪問調査を船橋市より受託し、市と一体となって介護認定訪問調査を実施します。要介護（支援）認定新規・区分変更申請については、市町村職員または都道府県から指定を受けた指定市町村事務受託法人が実施することが定められており、船橋市内では公社のみがこの指定を受けています。

(5) 普及啓発事業

①公社事業、市の福祉施策等の紹介

在宅福祉サービス等に関する普及啓発を図るため、公社事業や市の福祉施策に関する分かりやすい広報紙やパンフレットを作成し、関係窓口・関係機関等を通し、広く市民に配付します。また、公社で実施する船橋市の福祉施策を市広報に定期的に掲載

するとともに、公社ホームページにより事業の普及啓発を図ります。

②介護予防講座の開催

高齢になっても介護を受けずに元気であるためにはどうすればよいのか、介護予防となる運動や食生活の改善などが認知症予防にも効果が期待できることなどから、日頃の生活の中で無理なく実践できる介護予防講座を開催します。

③認知症サポーター養成講座の開催

地域や職場の人たちが認知症という病気について正しく理解し、認知症の人と家族に対してサポートできるよう講座を開催し、また、町内会や地域グループ、企業などの団体からの希望に応じて講師を派遣します。

④家族のための介護教室の開催

在宅介護をしている家族等を対象として、福祉サービスの利用の仕方や要介護者及び介護者にとって安全で負担の少ない介護技術の講座を開催します。開催にあたっては市民が必要としている知識及び技術を分析し、市民が求めている介護教室を企画・運営します。

⑤児童向け福祉講座の開催

福祉現場での経験豊富な職員が小中学校などに出向き、子どもたちに福祉の大切さを伝え、人の役に立つ喜びを知っていただけるよう講座を行います。また、子どもたちが地域で認知症の方と接した時に適切な対応が取れるよう、児童向けの認知症講座を行います。

Ⅱ 高齢者と家族の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

(1) 有償サービス事業

①さざんかホームヘルプサービス事業

介護保険の給付を受けられない高齢者の家事等の軽減を図るために、福祉サービス協力員を派遣します。

②身辺クリーンサービス事業

受託事業である家族介護用品支給事業と連携を図り、毎月の支給限度を超えて自費での購入を希望する対象者へ、付帯サービスとして支給価格で宅配するコーディネートを実施することにより、高齢者及び家族の福祉の増進に寄与します。

(2) シニアピア・傾聴ボランティア事業

高齢者の自立を支援するとともに、同世代の高齢者がお互いに向かい合い、支え合う「ふれあいケア」を推進するために、元気な高齢者に傾聴の技能・技法を習得してもらい、傾

聴ボランティア員として育成し、悩み、不安、寂しさを抱える高齢者の話に耳を傾け、平常心や自立心の回復など「心のケア」を図ります。また、傾聴ボランティア員がこの活動を通して、「社会に貢献している充実感」や「新たな生きがい」を見いだし、いつまでも元気で自立した生活を営んでいただくことを目指します。

(3) 居宅介護支援事業

介護保険利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員によって居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に従った適切なサービスが提供されるように訪問介護事業所等との連絡・調整及び関係機関との連携を図ります。

(4) 訪問介護事業

介護保険法に基づいて、要介護者・要支援者が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画書に沿って入浴、排泄、食事等の身体介護のほか、日常生活に必要な生活援助等の介護サービスを実施します。

また、措置の時代から多くの困難事例に対応してきた経験を生かし、総合的な視点から市民の方への相談支援の実施や、他の介護保険事業所からの相談に対する助言を行うほか、認知症ケア専門士による家族への相談業務及び認知症予防に関する情報提供を行います。

(5) ひとり暮らし高齢者軽度生活援助事業

在宅のひとり暮らし高齢者又は、高齢者のみの世帯が日常生活を営むのに必要な軽易な援助を行うために、利用者の状況や支援内容に適した援助員を派遣します。そのために在宅福祉に関する研修・事例検討会等を実施し、市民の参加による援助員の人材育成を図ります。

(6) 一次予防事業対象者認知症予防事業

高齢者を対象として、認知症予防等の知識を有した職員が市民ボランティアの参加及び協力を得て、認知症予防に有効な生活習慣の知識を提供し、それを身につけていただくことで、認知症の予防または発症を遅らせることを目的とした各種療法（口腔・軽体操・回想・読み書き等）の講座を開催します。

(7) 家族介護用品支給事業

在宅で高齢者を介護している家族の負担軽減と市内共通のサービス提供を図ることを目的として、紙おむつ等介護用品の支給を行うために、介護用品事業者と高齢者やその家族及び船橋市との間を結ぶ相談や調整を行います。

また、介護用品の正しい選び方や使用方法を理解するための講習会を開催します。

(8) やすらぎ支援員訪問事業

認知症のある高齢者を在宅で介護している家族等が休息时间等を確保できるように、利用者や家族の状況などを把握して、介護者の代わりに高齢者の話し相手、見守りなどを行う「やすらぎ支援員」を派遣します。

(9) 高齢者等食の自立支援配食サービス事業

身体機能の低下や疾病等により食事の準備が困難な在宅の高齢者や身体障害者に対して栄養・衛生管理された食事の提供のほか、体調変化の把握、適切な食事への誘導、安否確認を行い異常時等には遠方に住む家族への連絡などを行うために、宅配事業者と高齢者や身体障害者の家族及び船橋市との間を結ぶ相談や調整を行います。また、定期的に管理栄養士が訪問し、疾病状態や食事内容を伺い、個々の状態に最も適した食事プランの提案などを行う「栄養管理サービス」を実施し、高齢者等の食生活の改善及び健康増進を図ります。

(10) 在宅重度要介護者訪問理美容サービス事業

心身の障害等により、理容店・美容院へ出向くことが困難な高齢者に対して、在宅で理美容の訪問サービスが受けられるように、理美容事業者と高齢者やその家族及び船橋市との間を結ぶ相談や調整を行います。

(11) ファミリー・サポート・センター事業（介護）

市民の参加及び協力を得て、在宅福祉に関する研修や交流会の実施により相互援助活動を担う人材育成を図り、高齢者を介護している家族、又は高齢者本人からの要望により居宅に協力会員を派遣し、介護に関する相互援助活動を実施するためのコーディネート、アドバイス業務を行います。

(12) 緊急一時支援事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯における、急な体調変化やけがなどの緊急時にヘルパーを派遣し、一時的な生活援助等の支援を実施することで、元気な高齢者の方が緊急時に地域で安心して生活できるようにサービスを提供します。

また、利用後は、必要に応じて軽度生活援助や介護保険等のサービスに繋げる相談及び助言を行います。

(13) 生活・介護支援サポーター派遣事業

元気な高齢者への生きがいづくりの場の提供と、地域や介護現場における人材不足の解消を側面から支援することを目的として、市民の参加及び協力を得て、在宅福祉に関する養成研修により人材育成を図り、高齢者宅や介護施設等に派遣して、生活援助等のサービスや施設における介護従事者の補助等を実施します。

(14) 東老人福祉センター指定管理事業

平成27年度から31年度までの船橋市東老人福祉センターの指定管理者として、「健康の維持」、「仲間づくり」、「生きがい創造」、「余暇活動」に資するサービスを提供することで、高齢者の地域での孤立感・孤独感の解消と閉じこもり防止を図ります。

また、生活相談や健康相談などの各種相談事業や利用者参加型の講座、行事の充実を図り、生活習慣の改善等に努めるとともに、高齢者の生きがいづくりや健康を維持する場として、介護予防に効果のあるレクリエーション（一般講座）、脳トレ（教養講座）、軽スポーツ（健康体操）や各種行事などの企画・開催を行い、社会参加・交流促進の場を提供します。

Ⅲ 障害者と家族の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

(1) 有償サービス事業

聴覚障害者支援事業受託事業である手話通訳者・要約筆記者派遣事業と連携を図り、聴覚又は音声言語の機能障害があるため円滑な意思の疎通を図ることが困難な聴覚障害者等に対して、市が規定する派遣要件以外の日常生活上の社会参加を援助します。また、聴覚障害者等と円滑な意思の疎通を必要としている企業や団体等に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

(2) 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づいて、身体障害者（児）・難病患者等・精神障害者・知的障害者（児）が自立した日常生活を営むことができるように、入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助、社会参加のための外出介助等を行います。

障害福祉サービスの利用を希望する障害者等が、在宅においてその人らしい生活が実現できるようサービス等利用計画を作成して、計画に沿った適切なサービスが提供されるように障害福祉サービス事業者等と連携を図ります。

(3) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づいて、精神障害者、知的障害者（児）、脳性まひ等全身性障害

者（児）が社会生活を営むうえで必要な外出や、余暇活動等の社会参加をするための外出介助を行うヘルパーを派遣します。

また、身体・知的・全身性障害者（児）の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、公社施設を利用した障害者（児）の日中における一時的な見守り等を行います。

（４） 手話通訳者派遣事業

聴覚または音声・言語の機能障害があるため、手話によって意思の疎通を確保している聴覚障害者やその家族等に対して、手話通訳者を派遣して、聴覚障害者の社会参加を支援します。

（５） 要約筆記者派遣事業

聴覚または音声・言語の機能障害があるため、文字によって意思の疎通を確保している聴覚障害者やその家族等に対して、要約筆記者を派遣して、聴覚障害者の社会参加を支援します。

（６） 手話通訳者設置事業

聴覚または音声・言語の機能障害があるため、手話によって意思の疎通を確保している聴覚障害者の社会参加を支援するために、手話通訳者を配置し、聴覚障害者やその家族等からの相談業務や情報提供、手話通訳者の派遣に関するコーディネート及び公的機関など関係機関との仲介や調整を行います。

（７） 要約筆記者設置事業

聴覚または音声・言語の機能障害があるため、文字によって意思の疎通を確保している聴覚障害者の社会参加を支援するために、要約筆記者を配置し、聴覚障害者やその家族等からの相談業務や情報提供、要約筆記者の派遣に関するコーディネート及び公的機関など関係機関との仲介や調整を行います。

（８） 中途失聴者・難聴者手話講習事業

聴力低下が見られる中途失聴者・難聴者やその家族に対して、手話講習会を実施し、コミュニケーションの確保と社会参加・交流促進を図ります。

Ⅳ 児童と育児を行う親の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

(1) 有償サービス事業（さざんかホームヘルプサービス事業）

母子・父子家庭の生活を支援するほか、妊産婦の母体保護と育児に伴う不安や悩み及び家事の軽減を図るために、福祉サービス協力員を派遣します。

(2) ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

母子・父子及び寡婦家庭が疾病等その他の理由により、一時的に日常生活において支援を必要とする場合に、利用者の状況や支援内容に即した訪問介護員を選任し派遣します。

(3) 養育支援訪問事業

養育支援が必要でありながら、自発的に支援を求めることが困難な状態である家庭に対して、訪問介護員を利用者の状況や支援内容によりの確に選任して派遣し、家事援助等の支援を行うとともに、相談・助言を実施することにより、子育ての不安を軽減し、児童虐待等を未然に防止するなど安定した養育を図ります。

(4) ファミリー・サポート・センター事業（育児）

市民の参加及び協力を得て、在宅福祉に関する研修、交流会等の実施により相互援助活動を担う人材育成を図り、子育てに関する支援を必要としている家族に協力会員を派遣し、育児に関する相互援助活動を実施するためのコーディネート、アドバイス業務を行います。